



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 告示

- 171 生活保護法による指定介護機関の廃止 (福祉保健総務課)
- 172 生活保護法による施術機関の指定 (")
- 173 介護保険法による指定介護療養型医療施設の指定の辞退 (長寿社会推進課)
- 174 身体障害者福祉法による医師の指定 (障害福祉課)
- 175 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課)
- 176 南紀用水土地改良区の役員の就退任 (農村計画課)
- 177 県営土地改良事業の事業計画の決定 (")
- 178 保安林の指定の解除 (森林整備課)
- 179 内水面における第5種共同漁業の免許に係る遊漁規則の一部の変更認可 (資源管理課)
- 180 建設業の許可の取消し (技術調査課)

181 道路の位置の指定 (都市政策課)

- 人事委員会告示
2 平成18年度和歌山県職員採用試験実施計画
- 公告
主要農作物の奨励品種の指定及び指定の廃止 (果樹園芸課)
- 正誤
平成18年2月17日付け和歌山県報第1734号和歌山県告示第168号中

告 示

和歌山県告示第171号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により指定した介護機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年2月21日

和歌山県知事 木村良樹

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社成介	那賀郡貴志川町長山277-108	有限会社成介貴志川支店	那賀郡貴志川町長山277-108	居宅介護支援	平成12.6.30
和歌山高齢者生活協同組合	和歌山市中之島782	ケアセンターおたっしゅ倶楽部那賀第二事業所	那賀郡岩出町曾屋370-14	訪問看護	平成16.7.30
社会福祉法人山水会	那賀郡粉河町粉河4168	サンバル	那賀郡粉河町粉河4163-2	訪問介護 居宅介護支援	平成16.3.31
社会福祉法人山水会	那賀郡粉河町粉河4168	サンバル	那賀郡粉河町粉河4171	訪問介護 居宅介護支援	平成17.2.6
有限会社田中ケアサービス	有田市宮崎町359-2	訪問看護ステーションたなか	有田市古江見69	訪問看護	平成15.10.13
株式会社ライフクリエーション	那賀郡岩出町岡田240-1	株式会社ライフクリエーション	那賀郡岩出町西国分西野々527-6	福祉用具貸与	平成14.1.2
キワシルバーサービス株式会社	那賀郡粉河町北長田36-1	キワシルバーサービス株式会社	那賀郡粉河町北長田36-1	訪問介護 居宅介護支援	平成14.2.5

和歌山県告示第172号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により施術機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年2月21日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 月 日

田柔
27-17

かなや整骨院

田辺市湊1295-1

平成
18.2.9

和歌山県告示第173号

介護保険法(平成9年法律第123号)第113条の規定により指定介護療養型医療施設の指定の辞退について、次のとおり届出があったので、同法第115条第2号の規定に基づき公示する。

平成18年2月21日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業者番号	氏名 (法人の場合にあっては、申請者の名称)	住所 (法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地)	法人の場合にあっては、代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	辞退年月日
3011000332	梅本博昭	橋本市隅田町河瀬352番地		梅本外科整形外科	橋本市隅田町河瀬352番地	平成18.3.31

和歌山県告示第174号

平成18年2月21日

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定した。

和歌山県知事 木村良樹

指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関の所在地	指定年月日	診断する身体障害の種類														
					視覚	聴覚	平衡	言語	そしゃく	肢體	心臓	腎臓	呼吸	又ぼう直こ腸う	小腸	免疫			
南孝臣	小児科	社会保険紀南病院	田辺市新庄町46-70	平成18.2.1								○							
小口健	神経内科、リハビリテーション科	白浜はまゆう病院	西牟婁郡白浜町1447	平成18.2.1								○							
要明雄	外科、内科、放射線科、透視	医療法人要外科学科・内科医院	新宮市井の沢9-10	平成18.2.1								○		○					
藤本康倫	脳神経外科	社会保険紀南病院	田辺市新庄町46-70	平成18.2.1			○	○			○								
阪中淳也	整形外科	国保日高総合病院	御坊市菌116-2	平成18.2.1								○							
葛城充明	循環器科	有田市立病院	有田市宮崎町6	平成18.2.1									○						
阿河良廣	内科	国民健康保険野上厚生総合病院	海草郡紀美野町小畑198	平成18.2.1									○		○				

和歌山県告示第175号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項及び第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成18年2月21日

和歌山県知事 木村良樹

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグキリン御坊店
和歌山県御坊市湯川町財部1053番地1 他
- 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ドラッグストアキリン 代表取締役 齊藤健一
和歌山県御坊市湯川町財部1053番地1
- 変更した(しようとする)事項

- (1) 設置者の所在地
 (変更前) 和歌山県御坊市藤田町吉田537番地の1
 (変更後) 和歌山県御坊市湯川町財部1053番地の1
- (2) 大規模小売店舗の所在地
 (変更前) 和歌山県御坊市湯川町財部字東新田1053-1、1054-1、1055
 (変更後) 和歌山県御坊市湯川町財部1053番地の1 他
- (3) 駐車場の出入口の数及び位置
 (変更前)

	出入口の数	位置
駐車場	出入口：3か所	敷地東側(縦覧図書別添図面3出入口①) 敷地北側(縦覧図書別添図面3出入口②) 敷地北側(縦覧図書別添図面3出入口③)

(変更後)

	出入口の数	位置
駐車場	出入口：5か所	敷地東側(縦覧図書別添図面4出入口①) 敷地北側(縦覧図書別添図面4出入口②) 敷地北側(縦覧図書別添図面4出入口③) 敷地西側(縦覧図書別添図面4出入口④) 敷地西側(縦覧図書別添図面4出入口⑤)

- 4 変更の(する)年月日
 3の(1)及び(2)は平成17年9月5日
 3の(3)は平成18年2月16日
- 5 変更の理由
 3の(1)は所在地変更のため
 3の(2)は駐車場拡充に伴う敷地追加のため
 3の(3)は駐車場拡充のため
- 6 届出年月日
 平成18年2月9日
- 7 届出等の縦覧場所
 和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
 日高振興局県民行政部地域行政課(和歌山県御坊市湯川町財部651)
 御坊市産業建設部商工振興課(和歌山県御坊市菌350番地)
- 8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
 縦覧期間 平成18年2月21日から平成18年6月21日まで
 時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第176号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、南紀用水土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成18年2月21日

和歌山県知事 木村良樹

1 就任した役員

職名 氏名 住所
 理事 土畑登志夫 日高郡みなべ町東本庄813番地

理事 古谷正純 日高郡みなべ町西本庄1425番地
 理事 小山茂樹 日高郡みなべ町西本庄699番地
 理事 古川弘巳 日高郡みなべ町谷口558番地1
 理事 田上彰 日高郡みなべ町徳蔵285番地1
 理事 木下格一 日高郡みなべ町晩稲303番地1
 理事 大面孝 日高郡みなべ町晩稲1524番地3
 理事 岡崎光雄 日高郡みなべ町熊岡250番地6
 理事 安井治三郎 日高郡みなべ町東本庄301番地
 理事 新田庄司 日高郡みなべ町気佐藤521番地
 理事 萩野幸一 日高郡みなべ町埴田1717番地
 理事 形部榮一 日高郡みなべ町山内852番地
 理事 松川嘉之 日高郡みなべ町東岩代614番地1
 理事 羽柿和明 日高郡みなべ町西岩代809番地1
 理事 福嶋武彦 日高郡みなべ町埴田120番地
 理事 坂本雄治 田辺市中芳養2379番地
 理事 前田勇 田辺市中芳養342番地の第1
 理事 山崎義秋 田辺市芳養町1881番地
 理事 宮本正信 田辺市稲成町3006番地
 理事 杉若陽一 田辺市上秋津4223番地の2
 理事 那須静夫 田辺市上芳養424番地
 監事 二葉彰 日高郡みなべ町東本庄1737番地37
 監事 殿畑博久 日高郡みなべ町西岩代423番地
 監事 谷本俊一 田辺市芳養町3941番地

2 退任した役員

職名 氏名 住所
 理事 安井治三郎 日高郡みなべ町東本庄301番地
 理事 坂本雄治 田辺市中芳養2379番地
 理事 前田篤男 日高郡みなべ町徳蔵272番地
 理事 松川嘉之 日高郡みなべ町東岩代614番地1
 理事 三ツ森守生 日高郡みなべ町谷口325番地
 理事 庄司益夫 日高郡みなべ町筋360番地1
 理事 裕吉右エ門 日高郡みなべ町熊岡102番地
 理事 木下格一 日高郡みなべ町晩稲303番地1
 理事 山崎功 日高郡みなべ町晩稲1380番地
 理事 土畑登志夫 日高郡みなべ町東本庄813番地
 理事 西川純一 日高郡みなべ町西本庄1781番地
 理事 水本治夫 日高郡みなべ町西本庄455番地
 理事 萩野幸一 日高郡みなべ町埴田1717番地
 理事 福嶋武彦 日高郡みなべ町埴田120番地
 理事 新田庄司 日高郡みなべ町気佐藤521番地
 理事 中内弘 日高郡みなべ町山内1008番地
 理事 形部榮一 日高郡みなべ町山内852番地
 理事 有本義宣 日高郡みなべ町東岩代1105番地
 理事 深山敏夫 日高郡みなべ町西岩代1056番地1
 理事 山崎義秋 田辺市芳養町1881番地
 理事 坂本英隆 田辺市芳養町3768番地
 理事 前田勇 田辺市中芳養342番地の第1

理事 船本幸雄 田辺市上芳養627番地
 理事 宮本正信 田辺市稲成町3006番地
 理事 向日弘 田辺市稲成町2009番地
 理事 杉若陽一 田辺市上秋津4223番地の2
 監事 谷城順一郎 日高郡みなべ町東本庄1550番地
 監事 細川清 日高郡みなべ町晚稲1116番地
 監事 殿畑博久 日高郡みなべ町西岩代423番地
 監事 尾花米蔵 田辺市上芳養3030番地

和歌山県告示第177号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営ため池等整備事業水栖大池地区につき土地改良事業計画書を定めたので、同条第5項の規定によりこの旨を公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成18年2月21日

和歌山県知事 木村良樹

1 縦覧に供する書類

県営ため池等整備事業水栖大池地区の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 平成18年2月22日から平成18年3月22日まで

3 縦覧場所 和歌山県農林水産部農業政策局農村計画課、那賀振興局及び岩出町役場

和歌山県告示第178号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成18年2月21日

和歌山県知事 木村良樹

1 解除に係る保安林の所在場所 御坊市塩屋町南塩屋字須佐ノ本449(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 潮害の防備

3 解除の理由 水道事業用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び日高振興局並びに御坊市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第179号

次の組合の内水面における第5種共同漁業の免許に係る遊漁規則の一部変更認可については、漁業法(昭和24年法律第267号)第129条第3項の規定により、次のとおり認可した。

平成18年2月21日

和歌山県知事 木村良樹

1 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

南部川漁業協同組合

和歌山県日高郡みなべ町谷口308番地の1

和内共第17号

古座川漁業協同組合

和歌山県東牟婁郡古座川町高池673番地の2
 和内共第26号及び和内共第27、28号

2 遊漁規則の変更内容

次のとおり

「次」は省略し、和歌山県農林水産部水産局資源管理課に備え置いて、告示の日から平成18年3月31日まで縦覧に供する。

3 変更後の遊漁規則の施行の日

平成18年1月31日

和歌山県告示第180号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき、次の者について建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成18年2月21日

和歌山県知事 木村良樹

1 取消し年月日 平成18年2月14日

2 取消しを受けた者

(1) 商号 尾上建工

(2) 代表者氏名 尾上昌也

(3) 主たる営業所の所在地 和歌山市秋月96-6

(4) 建設業許可番号 和歌山県知事許可(般-17)第15244号

3 取消しの原因となった事実

尾上建工代表尾上昌也は、覚せい剤取締法違反により、懲役1年6か月、執行猶予3年の刑を受け、その刑が確定している。

このことが、建設業法第29条第1項第2号に該当するものである。

和歌山県告示第181号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成18年2月21日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	指定位置	申請者 住所 氏名	指定 年月日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
2801	紀の川市貴志川町井ノ口字東ノ場171番4、169番3の一部、169番4 紀の川市貴志川町北字深田1422番の一部、1422番1の一部、1426番1の一部、里道	和歌山市和歌浦南三丁目9番20号 山本繁	平成18.2.10	6.00	144.15

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第2号

平成18年度和歌山県職員採用試験実施計画を次のとおり定める。

平成18年2月21日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

1 試験日程

試験名	試験案内・申込書の配布開始	受付期間	第1次試験日	第2次試験日	第3次試験日
I種(大学卒業程度)	4月18日予定	5月8日～5月19日	6月25日	8月上旬	
II種(短大卒業程度)	6月30日予定	8月14日～8月25日	9月24日	10月下旬	
III種(高校卒業程度)	6月30日予定	8月14日～8月25日	9月24日	10月下旬	
警察官A	男性	3月14日予定	4月3日～4月14日	5月14日	6月中旬
	女性				
警察官B	男性	6月30日予定	7月31～8月11日	9月17日	10月中旬
	女性				

2 受験資格

試験名	受験資格
I種	次のア又はイの要件を満たす人 ア 昭和52年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた人 イ 昭和60年4月2日以降に生まれた人で大学(短大を除く。)を卒業した人又は平成19年3月末までに卒業見込みの人
II種	昭和54年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた人(大学(短大を除く。)を卒業した人又は平成19年3月末までに卒業見込みの人は除く。)
III種	昭和57年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた人(大学(短大を除く。)における在学期間が2年を超える人は除く。)
警察官A	男性
	女性
警察官B	男性
	女性

3 試験地

試験名	第1次試験	第2次試験
I種	和歌山市、田辺市	和歌山市
II種	和歌山市、田辺市	和歌山市
III種	和歌山市、田辺市、新宮市	和歌山市
警察官A	男性	和歌山市、田辺市
	女性	
警察官B	男性	和歌山市(第2、3次試験)
	女性	

4 その他

- (1) 試験区分、採用予定人員、受験資格等の詳細については、各試験ごとに要綱を定める。
なお、この計画は都合により変更される場合がある。
- (2) 資格免許職等職員採用選考試験、育休任期付職員採用試験等については、実施の有無を含め未定である。

公 告

公 告

主要農作物の奨励品種の指定及び指定の廃止をしたものは、次のとおりとする。

平成18年2月21日

和歌山県知事 木 村 良 樹

- 1 奨励品種に指定した品種
水稲うるち「イクヒカリ」
- 2 奨励品種に指定した品種の来歴及び特性の概要
(1) 来歴

福井県農業試験場において、1990年に晩生で強稈・良質の「越後148号」を母とし、強稈・極良食味で直播適性をもつ「北陸148号」(後の「どんとこい」)を父として人工交配を行い、その後系統育種法によって選抜固定されたものである。1998年より「越南176号」として登録され、2004年には「イクヒカリ」と命名された。

(2) 特性

和歌山県内の栽培では、極早生品種に分類される「キヌヒカリ」よりも出穂・成熟が1～3日早い。草型は、中間型に分類され、耐倒伏性が強い。籾は、まれに短芒を生じ、ふ色・ふ先色ともに「黄白」である。脱粒性は、難である。穂発芽は、しにくく、穂発芽性「難」に分類される。玄米の形状は、「中」に属し、粒大は、「キヌヒカリ」に比べやや大きく、千粒重は、やや重い。搗精歩合は、高く、「コシヒカリ」「キヌヒカリ」並みである。食味は、「キヌヒカリ」より優れ、「上下」に属す。また、冷めても粘りがあり、味がよい。

3 指定を廃止した奨励品種

小麦「オマセコムギ」及び裸麦「キカイハダカ」

正 誤

正 誤

平成18年2月17日付け和歌山県報第1734号和歌山県告示第168号中

ページ	段	行目	誤	正
2	左	上から4	7	6
2	左	上から9	5	4
2	左	下から16	7	6
2	右	上から4	平成18年3月6日(水)	平成18年3月6日(月)
2	右	上から16	7	6